

# 館報 よしい

2019年  
4月号  
平成31年

吉井地区平成31年2月末現在（前月比）

人口	男 1,126人（- 1人）
	女 1,254人（+ 2人）
	計 2,380人（+ 1人）
世帯数	1,073戸（± 0戸）



西条市吉井公民館 西条市玉之江235-2 ☎0898-64-3001

## 小学生クッキング教室開催

～ぼくもわたしもクッキー名人になれるかな？～



3月16日（土）クッキーづくりに興味のある小学生27人が吉井公民館で、野菜ソムリエの渡邊 環先生と栄養士の篠塚 文子先生からクッキーづくりを教えてくださいました。

先生から材料の分量、生地の手作り方・

形ぬき・焼き方を教わりながら、甘いかわいさいっぱいとなった公民館で楽しい時間をすごしました。参加した児童は、味や色・形がちがう、世界中でひとつだけの手作りクッキーができあがり、大感激していました。

◎生活習慣病予防講座開催(2月14日(木))



ヒートショックに気をつけましょう

◎東予南地域交流センター作品展示発表会

(2月16日(土))



素敵な作品ね～

陶芸教室



「まもる君の家」ありがとうございました。

『まもる君の家お礼訪問』

—公民館に吉井小児童が来館—

2月20日(水)に、吉井公民館へ吉井小学校児童たちが、「まもる君の家」のお礼に来てくれました。児童たちは、感謝の手紙を読んだ後、来年度もよろしく願いしますと元気よくあいさつしてくれました。公民館は、来年度も「まもる君の家」を引き受けることになりました。



お茶会開催



— 東予南保育所・南幼稚園 —

2月27日(火)に、東予南地域交流センター茶室で東予南保育所・南幼稚園のお茶会が開催されました。子ども達が、受付から招待者の手を取り茶室まで案内して、茶道裏千家の柳瀬 宗弘(千弘)先生の指導のもと、お茶の作法にならってお茶を点てたり、お菓子やお茶を運んだりしてお客様を接待していました。



ようこそ  
いらしゃいました

盆栽管理教室開催

—盆栽の管理方法講習—

3月8日(金)に、吉井公民館で盆栽管理教室を開催しました。

参加者は、昨年末に作った正月用の寄せ植えの、松や梅の植え替え方や枝の整え方、今後の水や肥料・消毒のやり方などの盆栽管理方法を、講師の 一色 明 先生(日本園芸協会盆栽士・家庭園芸士)から、教わっていました。



## 石田トンカカはん

### — 踊り子等募集 —

石田トンカカはん保存会では、西条市指定無形民俗文化財の「トンカカはん」の伝承及び保存に努めております。



433年続いてきたトンカカはんの伝統をつなぐために、吉井地区全域から踊り子等を募集しております。老若男女を問いませんので、興味のある方は、次のところまでご連絡ください。

◇保存会 越智政一 ☎64-2347

◇吉井公民館 ☎64-3001



公民館フェスティバルでの活動状況

### ▼▲ お礼 ▲▼

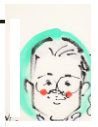
次の方から、ご厚志を頂きました。厚くお礼を申し上げますとともに、故人のご冥福をお祈りいたします。

近藤 厚様 (故人 首藤 ヨシ卫様)  
[石田ふれあいクラブ][社協吉井支部]

### — 退任挨拶 —

吉井公民館

主任主事 篠原 嘉明



平成31年3月末日をもって、吉井公民館を退任することになりました。

吉井公民館在任中の2年間、地域の皆様から温かいご支援並びにご指導をいただき、大変お世話になりましたこと厚くお礼申し上げます。

吉井地区のますますのご発展と皆様方のご多幸をお祈り申し上げます。

## 石田短歌会

わが庭の黄水仙ほけ咲き初めば桜の花の開花待たるる

北風が公園吹きさす朝早くグラウンドゴルフ打つ玉響く

オカリナの幽けき音色ながれ来て皿ヶ嶺かげ春来たるらし

薄氷張りし朝の一人飲むお茶温かし美味しいと言ひ

球根を見せて花咲くヒヤシンス甘き香りは部屋に広がる

山	森	徳	徳	相
内	田	増	永	原
美	薫	善	吉	サツキ
佐		久	則	
子				

### — お知らせ —

#### 📷 肖像権等の個人情報に係わる承諾について 📷

- ◇ 行事や学級 [講座・教室] の様子、作品等を公民館職員が写真撮影しますのでご了承ください。また、撮影した写真を公民館だより [館報] やホームページに掲載する場合があります。写真の撮影、掲載を望まない方は、公民館職員までお申し付けください。
- ◇ ホームページへの掲載に関して、ホームページで使用する肖像権等の個人情報については「公民館だよりのホームページ掲載要項」に従って適切に取り扱います。
- ◇ ホームページ掲載後に、やむを得ない事情で掲載を取りやめたい場合は、その旨を公民館まで申し出てください。

毎月10日は人権を考える日  
 —— 人権・差別と日本国憲法 ——

日本国憲法（一部抜粋）

第三章 国民の権利及び義務

第14条 すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）（平成28年法律第109号）

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実について定め

ることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

日本国憲法が、1946年11月3日に公布され、1947年5月3日に施行されています。これに基づき、その具体的な法律として、平成28年に「部落差別解消推進法」が施行されました。この中で部落差別は存在し、「社会悪」であることが強調されました。

この差別はもともとある「違い」に、「見下し」意識が付加されてきた「人間がつくり出した」ものです。

そして、部落差別とは、部落（同和地区）という地域に「住んでいる」「住んでいた」「生まれた」等といった理由で、「部落出身者（同和地区出身者）」とみなされた人が、今日もなお差別（「排除」等）を受けているという、現代社会の問題です。

[西条市人権教育協議会・西条市教育委員会の人権啓発資料から抜粋]

4月の主な行事予定

日	月	火	水	木	金	土
	1 休館 ヨガ	2 陶芸	3 着物リメイク ヨガ 石峰吟詠会	4 百歳体操	5 自力整体 吉井民児協	6
7	8 休館 吉井小入学式 ヨガ	9 押し花	10 ガラス瓶等 着物リメイク ヨガ 石峰吟詠会	11 粗大ごみ 料理教室 百歳体操 芸術書道	12 自力整体	13
14	15 休館 ヨガ	16 陶芸	17 古紙 クッキング サロン ヨガ 着物リメイク 石峰吟詠会	18 百歳体操	19 絵手紙 子連れヨガ 自力整体	20
21	22 休館 ヨガ	23 押し花	24 着物リメイク ヨガ 石峰吟詠会 写真愛好会	25 粗大ごみ 百歳体操 芸術書道	26 自力整体	27
28	29 休館	30 休館				